

3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ、難民・避難民、気候変動、海洋プラスチックごみ問題等様々な課題に直面しています。これらの社会・経済・環境問題は相互に絡み合い、かつ国境を越えて繋がっています。このような国境を越えた地球規模の課題の解決に際しては、旧来の先進国と開発途上国という概念を越えて国際社会が連携して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サ

ミットで全国連加盟国によって合意された、2030年を期限とする17の国際目標です。MDGsが途上国のための目標であったのに対し、先進国を含む国際社会全体がコミットしたSDGsは、これらの絡み合う地球規模の課題を同時かつ根本的に解決する「羅針盤」となりえます。

ここでは、地球規模の課題の解決を通じた日本のSDGs達成に向けた取組について、保健、水・衛生、教育、ジェンダー、環境、気候変動などの各分野の切り口から広く紹介します。

人間の安全保障

SDGsが描くのは、日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念が反映された、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方であり、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」およびその後継となる「人間の安全保障諮問委員会」の設置や、非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。2012年には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導しました。これまで日本は累計で約460億円を拠出し、95か国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト243件を支援してきました。

(1) 保健・医療

開発途上国に住む人々の多くは、多くの先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在もなお、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間540万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約30.3万人以上の妊産婦が命を落としています。さらに、貧しい国は、高い人口増加率により一層の貧困や失業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。このため、SDGsの目標3において「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことが設定されました。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要とときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成が重要となっています。

■ 日本の取組

● UHCの推進

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示しており、これらの取組は、SDGsに掲げられた保健分野の課題解決を追求していく上でも重要なものです。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）とは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要とときに負担可能な費用で受けられることを指します。保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の基礎的な保健ニーズに^{こた}え、被援助国が自ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成は重要です。日本政府は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を積極的に主導してきました。これを受けて、2015年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、UHC

の達成が国際的な目標の一つに位置付けられました。

2016年のG7伊勢志摩サミットでは、感染症等の公衆衛生危機への国際社会の対応能力の強化、また幅広い保健課題への対応の鍵となり、危機へのより良い備えを有するUHCの推進、薬剤耐性（AMR）への対応強化等が重要との点で一致し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。また、2017年12月には、「UHCフォーラム2017」を開催し、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、29億ドル規模の支援を行うことを発表しました。また、日本は、UHC推進に向けた国際機関・ドナー国等との知見の共有、開発途上国の保健システム強化に向けた連携強化の必要性について国連総会やG7伊勢志摩サミットで訴え、これまでの保健分野の援助協調枠組みを発展させた「IHP（International Health Partnership）for UHC2030」（通称：UHC2030）の設立に主導的な役割を果たしました。

また、アフリカに対して、日本は、UHCの推進を2016年に開催したTICADVIの重要な柱の一つに位置づけ、ケニアやセネガルでUHC達成に向けた政策円借款を供与する等、アフリカにおける保健分野支援に積極的に取り組んでいます。さらに、2018年10月に開催されたTICAD閣僚会合では、強靱な保健システムが、包括的成長をもたらす健康で生産的な人口を下支えする基盤となることを踏まえ、UHCの推進の必要性が改めて確認されました。また、日本は、国際機関と緊密に連携し、保健分野におけるファイナンスの改善の必要性や民間部門の役割強化といった、アフリカにおける新たな課題に取り組んでいく旨を述べました。



2018年10月に東京で開催されたTICAD閣僚会合でスピーチする山田賢司外務大臣政務官

さらに、日本はUHC達成の上で参考となる道筋や具体的行動を示す「UHC in Africa」を世界銀行、



レバノン

アル・ラウダ診療所及びダール・アル・ワッフア診療所医療機材整備計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力（2017年3月～2018年2月）

レバノンは、パレスチナ難民のほか、約95万人のシリア難民を受け入れており、国内情勢が不安定化しています。中東和平の実現の要の一つである同国の安定化を図るべく、日本は、レバノン国内の社会的弱者である、こうした難民に対し支援を実施してきています。

ブルジュ・バラジネ町は、計約4万人のパレスチナ難民及びシリア難民が居住しており、アラムーン町には、約1.5万人のレバノン人および約1万人のシリア難民が居住しています。現地NGO「救済と開発のための協会連合」は、これら2つの町において診療所を運営していますが、ブルジュ・バラジネ町の診療所では、超音波診断装置の老朽化により正確な診断を行うことができず、また、アラムーン町の診療所では、そもそもこうした装置が設置されていないため、貧困層の患者は診断が受けられない状況にありました。

こうした状況を改善するため、日本は同協会連合と協力し

て、これら2つの診療所に、超音波検査機材をそれぞれ1台ずつ供与しました。

この結果、ブルジュ・バラジネ町の診療所では、高度かつ正確な超音波検査が可能となりました。また、アラムーン町の診療所では、

新たに超音波診断機材が設置されたことにより、貧困層も検査を受けられるようになり、レバノン人及びシリア難民患者の医療へのアクセスが大幅に改善されました。本案件は、レバノン国内で大きな評価を受けています。



超音波検査機材を確認する山口宏駐レバノン日本国大使（写真：在レバノン日本国大使館）

WHO、グローバルファンド等と共に発表しました。日本は、2017年9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にUHC推進のためのイベントを主催し、UHCの重要性に対する国際的な関心を喚起しました。これに続き、2017年12月に東京で開催されたUHCフォーラム2017では、安倍総理大臣、麻生副総理、グテーレス国連事務総長、サル・セネガル大統領等の国際保健分野を牽引するリーダーの出席のもと、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルな機運（モメンタム）の強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」が採択されました。その上で、安倍総理大臣は、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本が今後29億ドル規模の支援を行うことを表明しました。さらに、2018年4月にはIMF・世銀春総会の際にUHC財務大臣会合を開催し、UHC達成に向けた持続可能な保健財政枠組構築のための財務当局の関与や、財務大臣と保健大臣の連携の重要性を発信しました。

具体的な支援として、日本は、2015年に定めた「平和と健康のための基本方針」の下、病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを实

現するための支援を行っています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善（65ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾病対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。なかでも予防接種は、最も費用対効果の高い投資のひとつであり、毎年200万～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGavi ワクチンアライアンス^{*}に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約1億1060万ドル^{注11}の支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来、7億人の子どもたちに予防接種を行い、1,000万人以上の命を救ってきました。この取組を推進すべく、日本政府は2016年、2020年までに新たに7,600万ドルを拠出する方針を表明しました。また、二国間援助において日本は、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。

途上国の母子保健については、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加などで大幅な改善が見られたものの、目標値の達成には至らず、大きな課題が残されています。日本は、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、途上国のオーナーシップ（主体的な取組）

注11 2018年度当初まで



ザンビアのマタニティハウスに宿泊する妊婦と市民社会連携グループ（ジョイセフ）のスタッフ（写真：山本 篤）

や能力の向上を基本として、持続的な保健システムを強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において効率的に支援を実施しています。こうした支援を通じて日本は、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。

また、日本は、日本の経験・知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期（さんじよく 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、ほぼ産後1～2か月間）、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。日本の協力により全国に母子健康手帳が定着しているインドネシアは、同様に母子手帳を活用して母子保健サービスを提供してきているタイ、フィリピン、ケニアと各国での経験を共有して学び合い、母子手帳のさらなる可能性と課題を議論しました。また、インドネシアは、2018年以降の母子手帳に関する国際研修実施に関するニーズを検討するために、現在母子手帳の試行運用を実施しているアフガニスタン、タジキスタンの参加者も同時に招聘し、意見交換を行いました。しょうへい

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）など、ほかの開発パートナーと共に性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。



ザンビアの巡回診療にやってきた母親たち。木につるした体重計で子どもの体重を量っている様子。（写真：金森 大輔）

●公衆衛生危機対応

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えるため、**新興・再興感染症***への対策が重要です。2014～2015年の西部アフリカ諸国でのエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。また2018年5月以降、コンゴ民主共和国ではエボラ出血熱が再び流行しています。こうした流行国や国際機関に対し、日本は、資金援助に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本はその技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの供与など、官民を挙げてエボラ危機の克服を後押ししました。

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、とりわけアフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

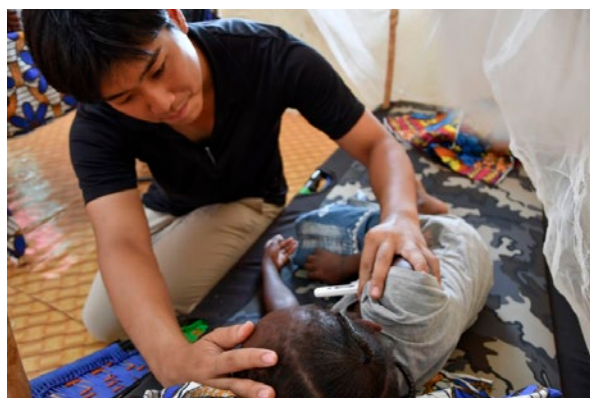
また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組み（グローバル・ヘルス・アーキテクチャー）構築においても、G7やTICAD等の国際会議の場において議論を主導してきました。特に、WHOの健康危機プログラムには、安倍総理大臣が2016年のG7伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、そのうち2,500万ドルを同年内に、

300万ドルを2018年に拠出したほか、緊急対応基金（CFE）には約1,080万ドルを2016年に拠出しました。さらに、2018年にはWHOの健康危機プログラムに約300万ドルを拠出しました。これらのWHOの健康危機プログラムやCFEへの拠出は、2018年のコンゴ民主共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクへの対応等に活用されています。

加えて日本は、日本政府の後押しを受けて世界銀行がG7伊勢志摩サミットの機会に創設した**パンデミック緊急ファシリティ（PEF）***に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。2018年のコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に際しては、PEFから1200万ドルが拠出され、危機対応に貢献しました。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して危機に対応するための標準業務手順書の策定を主導しました。そのほか、日本は2015年に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、翌2016年にはコンゴ民主共和国における黄熱の流行に対して、また2018年には同国におけるエボラ出血熱の流行に対して同チームを派遣するなど、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。

● 感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR：anti-microbial



持永孝弘青年海外協力隊員（看護師）がブルキナファソのディエブグ保健局にて診察を指導する様子（写真：アン・ミモー）

resistance) 注12 は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増しています。日本は、AMRへの対策を進めるために2016年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定するとともに、同月にアジアAMR東京閣僚会議を開催し、検査機関ネットワークや抗微生物剤の規制等の4本の柱から成る「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ」を採択しました。G7伊勢志摩サミットにおいても、保健アジェンダの柱の一つにAMRを取り上げ、G7として協働して取り組む方針をまとめました。さらに、同年9月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部



ガボン

公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト
技術協力プロジェクト（2016年4月～（実施中））

中部アフリカに位置するガボンでは、国民の死因の大半を、マラリアやHIV、結核といった感染症が占めるほか、これまでに、エボラ出血熱の発生が確認されています。日本は、技術協力を中心に、長年に渡り、ガボンの保健分野の強化に貢献する支援を継続的に実施してきており、本案件はその一つです。

同国のランバレネ市は、かつて、高橋 功 博士がシュヴァイツァー博士と共に、ハンセン病の診療を手伝った街として知られています。ランバレネ医療研究センターは、ガボンにおける中核研究機関であるにもかかわらず、新興・再興感染症に関する研究実績がほとんどありませんでした。そこで、エボラ出血熱等の感染症研究を行う長崎大学熱帯医学研究所は、ランバレネ医療研究センターと共同で、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を活用して、研究を始めました。

両研究機関の研究者は、エボラ出血熱をはじめとするウイ

ルス性出血熱等の原因不明の感染症の病原体の同定、感染症の現地診断システムおよび早期警戒システムの構築をテーマに、共同で研究を実施しています。今後、こうした研究を通じて、ガボンははじめとするア

フリカのエボラ出血熱の流行や、その他感染症に関する問題を解決すると同時に、地球規模課題の一つである感染症研究の発展に資することが期待されています。



デングウィルス遺伝子検出による実験室診断法の研修風景（写真提供：牛島由理 長崎大学熱帯医学研究所・特任研究員）

注12 病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

会を設置することが求められ、2017年11月にはAMRワンヘルス東京会議が開催されました。また、2018年に開催されたG20ブエノスアイレスサミットにおいて、AMR対策について議論が行われました。

●三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

SDGsのターゲット3.3に2030年までの三大感染症の終息が掲げられており、日本は2000年G8九州・沖縄サミットで設立された機関である「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」を通じた支援に力を入れています。日本は、2002年の設立時から2018年12月末までに約21.19億ドルを拠出しました。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を日本の二国間支援でも補完できるようにしています。日本は保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV／エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV／エイズ治療薬の配布システムを強化するなどの支援を行っています。特に、予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、外務省と厚生労働省が、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」の下、日本が自国の結核対策で培った経験や技術^{つちか}を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略（Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015）を踏まえ、外務省と厚生労働省、JICA等は2014年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つである

マラリアについて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援や、WHOとの協力による支援を行っています。

●ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携し、撲滅に向けて支援してきました。具体的には、2017年2月にUNICEFと連携して、ナイジェリア、チャド、ニジェール、カメルーン、中央アフリカ共和国におけるポリオ対策のため、40億円の支援を行い、推定7,200万人の5歳未満の子どもにワクチンを投与することができました。ナイジェリアでは、2014年以来発見されていなかった野生のポリオウイルスからの感染症例が2016年に報告されて以降、2018年11月現在までに新たな感染は確認されていません。

ほかにも、日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降、UNICEFと連携して計130億円の支援を行っています。また、パキスタンにおいて、日本は1996年以降UNICEFと連携した累計110億円を超える無償資金協力を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。これにより、ポリオの新規感染の減少・撲滅に貢献しています。この円借款については、新たな方法であるローン・コンバージョンが採用されました。これは、一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務を民間のゲイツ財団が肩代わりするものです。直近では、日本は2018年度に、アフガニスタンに対する約10億900万円の支援、パキスタンに対する約5億1000万円の支援を行いました。これらの事業により、約3,100万人の5歳未満児へのワクチン接種を通じ、両国におけるポリオの新規発症件数の減少についてはポリオ撲滅につながることを期待されます。

●顧みられない熱帯病（NTDs）

また、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症等の「顧みられない熱帯病」（NTDs：Neglected Tropical Diseases）には、世界全体で10億人以上が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一



パキスタン

定期予防接種強化プロジェクト 技術協力プロジェクト (2014年11月～2018年6月)

パキスタンでは、保健分野の取組、特にポリオなどの感染症対策の強化は重要な課題の一つです。なかでも、定期予防接種体制の強化が求められており、具体的には、ワクチンを保管する機材の維持管理の強化、定期予防接種サービスを行う医療従事者の能力の向上のほか、定期予防接種に関する住民への適切な啓発活動の強化も課題となっています。

こうした事情を踏まえて、日本は、2014年から2018年にかけて「定期予防接種強化プロジェクト（SRIプロジェクト：Strengthening Routine Immunization Project）」を通じて、パキスタンのハイバル・パフトゥンハー州（KP州）の保健局とともに技術協力を実施してきました。様々な研修の機会を通じて、2,000人近い予防接種活動に携わる医療従事者の能力強化を図りました。

日本の支援活動としては、JICA専門家がその中心的な役

割を果たしました。本プロジェクトでは、2016年11月から2018年のプロジェクト終了までの間、KP州の治安上の問題や、関係者との連絡調整を遠隔で行わざるを得ないといった制約の中で、KP州の公的保健施設のワクチン管理の改善や遠隔地での予防接種活動の強化に取り組み、現地での定期予防接種体制の強化に大きく貢献しました。

こうしたプロジェクトの成果のKP州における着実な定着を含め、日本は引き続き、パキスタンの保健分野の支援に取り組んでいきます。



予防接種受診のため待合室で待機するパキスタンの患者達（写真：JICA）

丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。また、1998年には、「橋本イニシアティブ」を提唱し、国際的な寄生虫対策に寄与してきました。フィラリア症についても、日本は駆虫剤のほか多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、日本は青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行の拡大防止を目指しています。

さらに2013年、NTDs等の開発途上国の感染症に

対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップである公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund：Global Health Innovative Technology Fund）を立ち上げました。本基金は、日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、効果の高い治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて途上国における感染症の制圧を目指しています。また、日本は2016年、NTDsの治療薬等の研究開発・普及の促進や、医薬品の供給準備・供給支援のため、GHIT およびUNDPに対し、合わせて1億3,000万ドルの資金拠出を行う方針を表明し、着実にコミットメントを実施しているところです。今後アフリカなどで顧みられない熱帯病に苦しむ人々の治療に貢献することが期待されます。



用語解説

* Gavi ワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance）

開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

* 新興・再興感染症

新興感染症とは、SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症のこと。再興感染症とは、コレラ、結核など、かつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

* パンデミック緊急ファシリティ（PEF：Pandemic Emergency Financing Facility）

パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。パンデミックが発生し、あらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に資金が途上国や国際機関、NGO等にPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

(2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2017年に世界で約8億4,400万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約23億人に上ります。約36万人の5歳未満の子どもが、安全な水と衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢によって命を落としています。さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。たとえば、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くので、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、水の供給が不安定だと、医療や農業にも悪影響を与えます。

こうした観点から、SDGsの目標6において「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」旨が定められています。

■ 日本の取組

日本は、1990年代から累計して水と衛生分野における援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、専門家の派遣や開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力や円借款や無償

資金協力により、開発途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、UNICEFなどの国際機関を通じた支援も行っています。具体的には、①総合的な水資源管理の推進、②衛生施設の整備等による安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保、③食料増産等のために水（農業用水など）を安定的に利用できるようにする支援、④排水規制等による水質汚濁の防止、および緑化や森林保全による生態系の保全、⑤予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化等による水に関連する災害の被害軽減など、ソフト・ハードの両面で支援を実施しています。

アジア・大洋州地域では、日本は、ミャンマー、カンボジア、ベトナムといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施中であり（パラオは実施済）、



マーシャル諸島共和国北西に位置するエネウェタック地区にて、地方政府の役員が日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力によって整備された給水車を使って地域住民の家庭のドラム缶に生活用水を補給している様子（写真：山崎秀幸草の根外部委嘱員）



パキスタン

ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト 技術協力（2016年7月～2019年6月）

パキスタンの第三の都市であるファイサラバード市では、安定的かつ衛生的な水の供給や水道施設の整備が急務となっています。さらに、上下水道料金の徴収率の低さや適切な設備投資や維持管理に必要な資金の不足など、同市の上下水道事業体であるファイサラバード上下水道公社（WASA-F）の経営状況も大きな課題となっています。

こうした同市の上下水道に関する問題を改善するため、日本は「ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト」を実施しています。このプロジェクトでは、2038年までの20年間における上下水道事業および経営体制の長期計画に基づき、パイロット地区におけるメーターの設置、新たな料金徴収体系の導入などにより、持続的な水道事業体制の確立を目指す取り組みが行われています。これにより、パイロット地区の水道契約数を約20%増やすことに成功しました。また、横浜市など日本の自治体の協力を得て、給水時間をこれまでの6時間から12時間に拡大することに成功し、給水水質の改善を実現するなど、衛生面でも大

きな改善が見られました。今後、長期計画の内容を踏まえ、設備投資の拡大や、上下水道の維持管理やWASA-Fの経営のさらなる改善を行っていく予定です。



パイロット地区であるサルフラズタウンでの水流量の測定（写真：横浜ウォーター株式会社 松岡康氏）



ブルキナファソ

村落給水施設管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2
技術協力プロジェクト (2015年9月～2020年3月)

中央プラトー州ガンズルグ県におけるポンプ修理工対象のポンプ修理・整備研修 (写真提供: JICA)

ブルキナファソは、厳しい自然環境にさらされており、生活環境、水、衛生設備へのアクセス改善が喫緊の重点課題とされています。日本は、無償資金協力による給水施設建設や専門家の派遣など、様々なスキームを活用し、長年に渡り、ブルキナファソの水資源分野で継続的に支援してきており、本案件はその一つです。

2011年以降、日本は、ブルキナファソの中央プラトー地方および南部中央地方に、人力ポンプ付深井戸給水施設を300か所建設し、研修や井戸修理の技術指導を実施しながら、施設の維持管理を指導してきました。現在も、給水施設の維持管理システムをブルキナファソ全土へ普及する支援を

実施していきます。

ブルキナファソに派遣されている小野^{おの}健^{けん}専門家は、ブルキナファソで18年以上支援を続け、そのほかのアフリカ6か国でも給水プロジェクトに携わってきました。本案件においては、同国の水・衛生省の担当者と共に、水利利用者管理組合の組織化や、組合員への研修、料金徴収システムの構築および井戸修理に関する技術指導などを実施しています。現場での活動に加えて、同国の給水施設維持管理システム改善を目的とした公共給水サービス管理国家戦略を、現地の関係者と共に策定するなど、同国の給水衛生セクターに対する政策立案支援も行っています。こうした小野専門家の活動は、「日本の顔が見える支援」として、ブルキナファソ国内外で高い評価を得ています。



村人から謝意を表した贈呈品（工芸品の帽子）を受け取る小野専門家（写真：在ブルキナファソ日本国大使館）

地方の給水率の改善が課題となっているカンボジアにおいても、2017年3月に無償資金協力「コンポントム上水道拡張計画」の交換公文署名が行われました。人口増加や経済発展が進むインドにおいては、2018年3月、深刻な水不足に対応するため、海水淡水化施設の整備を行う円借款「チェンナイ海水淡水化施設建設計画（第一期）」の交換公文署名が行われました。

また、アフリカでは、日本は安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施しており、たとえば、スーダンにおいては、給水環境を改善するため、コスティ市における浄水場施設の新設および整備の協力を行っています。

ほかにも日本は、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる水・衛生環境改善事業を支援しています。たとえば、特定非営利活動法人APEXは、インドネシアにおいて2017年2月から3年間の予定で、低コストで運転管理が容易でありながら、良好な処理水質が得られるコミュニティ排水処理システムの広域的普及促進事業に取り組んでいます。

また、2017年度には、ジャワ島内で12基分の設置が進んでおり、このシステムはインドネシアの公共事業国民居住省の推奨するシステムとなりました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力などによる協力、国内および現地の民間団体と連携した開発途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。

また、環境省でも取組を行っており、たとえば、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、関連する情報・知識不足を解消するため、同省はアジア水環境パートナーシップ (WEPA) を実施し、アジアの13の参加国の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスの強化を目指しています。

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済開発において重要な役割を果たすと同時に、個人が持つ才能と能力

を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育むことで、平和の礎となります。また、教育を通じて、貧困削減のために必要な経済社会開発のための知識を得ることができます。ところが、未だ世界には小学校に通うことのできない子どもが約6,400万人もいます。特に、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合は、初等教育では2000年に29%であったものが、2014年には35%（約2,150万人）に上昇しており、深刻な課題となっています。

このような状況を改善するために、SDGsの目標4として「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられました。国際社会は、2015年に「**教育2030行動枠組**」*を策定し、SDGs目標4の達成を目指しています。

■ 日本の取組

日本は、「国づくり」と「人づくり」を重視しており、開発途上国の**基礎教育***や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長の

ための学びの戦略」を発表しました。この戦略は、開発協力大綱（2015年閣議決定）の教育分野の課題別政策として、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行い、策定されたものです。同戦略では基本原則として、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2017年7月の国連ハイレベル政治フォーラムで、岸田外務大臣（当時）は、子ども・若年層に焦点を当て、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨表明し、日本は脆弱な立場に置かれた子どもへの教育機会の確保や職業訓練、女性・子どもの人権状況の改善や子どもの感染症対策・衛生改善等の支援を着実に実施中です。

また、初等教育の完全普及を目指す国際的な枠組みである「**教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）**」*に対して、日本は2008年度から2018年までに総額約2,653万ドルを拠出しました。GPEの支援を受けたパートナー国では、2016年には、2002



エジプト

エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP) 「エジプトにおける日本式教育の導入」技術協力プロジェクト (2017年2月～(実施中))、円借款 (2018年～(実施中))

エジプトでは現在、日本による教育分野への支援が非常に注目を浴びています。

「教育は、水であり、空気である。」これは、エジプトに伝わる、教育の重要性を表す言葉です。どこの国でも、自国民の教育は、国の発展を左右する重要なものです。2015年の安倍総理大臣のエジプト訪問時

に、エルシーシ大統領から「日本式教育の導入」への関心が示され、翌2016年に合意された「エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP)」の一環として、大統領の強いリーダーシップの下で、着々と進められています。

もともと、エジプトでは、学校教育の質が十分確保されているとはいえない状況でした。このような状況下、日本は、2017年2月から「日本式教育の導入」として、日本人なら誰もが経験している、学校での掃除、日直、学級会などを、日本語で「トッカツ（特別活動）」と呼んで、現地の学



新たに開校した「エジプト日本学校」における清掃活動の様相

校での導入を進めています。これらを通じて、子どもたちの協調性や責任感、相手を思いやる心などを身につけてもらうことを目指しています。

2017年から開始されたパイロット校での活動を経て、2018年9月、この日本式教育を導入する学校が、「エジプト・日本学校」として、新たに35校開校しました。児童の保護者からは「子供が家で積極的に手伝いをするようになった。」という声が寄せられ、教員自身からも「子供の意見をより聞くなど、子供への接し方が変わった。」という声が聞かれています。

「トッカツ」の取り組みは今後、エジプトの学校に更に広まっていくと期待されますが、人づくりは一朝一夕には進むものではありません。エジプトの事情に合わせて日本式教育が根付くよう、これからも息の長い支援を続けていきます。



パイロット校における「手洗い活動」の様相

年と比較して7,700万人以上の子どもが初等教育を受けられるようになりました。また日本は、2018年12月、バングラデシュの初等教育の質の向上を目的として、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行、UNICEFといった他のドナーと連携し、同国の初等教育政策実施のための財政支援を行う無償資金協力「第四次初等教育開発計画」の交換公文に署名しました。

アフリカに対しては、2016年のTICAD VIにおいて、日本は2016年からの3年間で約2万人の理数科教員を育成することを表明し、科学技術分野の基礎学力強化にも貢献しています。また、ニジェールをはじめとした西アフリカ諸国では、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しています。



「中等理数科教育強化プロジェクト」において、光合成・葉緑体の実験を行うマラウイの生徒たち（写真：久野真一/JICA）

このほか、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関(UNESCO)

に設置した信託基金を通じて、SDGsの目標4の進捗を議論するアジア太平洋地域教育2030会合(APMED2030)の開催および同地域のSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。ほかにも日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れ等の多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

●持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2014年に日本で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）*」に関するユネスコ世界会議以降、「国連ESDの10年（UNDESD）」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の下、世界中でESDに関する活動が展開されています。国際的な推進プログラムであるGAPが2019年で区切りを迎えることを受け、日本の提案により、UNESCOはGAP後継枠組の草案に取り組んでおり、2019年春のUNESCO執行委員会に草案を提出することとなっています。また日本は、UNESCOに拠出している信託基金を通じてGAPの実施を支援するとともに、「ユネスコ／日本ESD賞」を創設し、これまで12団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。現在、ESDをさらに推進するためのGAP後継枠組みについて、国際的な議論が進められています。



用語解説

*教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

*基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

*教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI：Fast Track Initiative）から改称。

*持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとしている。

(4) ジェンダー・包摂的成長

ア. 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率が格段に向上し、女性の政治参加が増加したことなどにより、より多くの女性が要職に就くようになりました。しかし、現在も多くの国で、政府による高度な意思決定などの公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、女性が男性と同じように自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を持っていない状況が続いています。

一方で、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進につながります。さらには、途上国の包摂的な経済成長にも寄与するものです。

「2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。そして、SDGsの目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

■ 日本の取組

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしておくため、日本は国内外で「女性が輝く社会」を構築すべく、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際社会の先頭に立って、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

2017年7月、G20ハンブルク・サミットにおいて

立ち上げが発表された女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）*は、開発途上国の女性が自ら生計を立て、社会への積極的な参画・貢献を促す重要な取組です。日本はこれを強く支持し、5,000万ドルの支援を行いました。また、2018年6月にカナダで開催されたG7シャルルボワ・サミットでは、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択されました。日本はこの機会に、途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のための2億ドルの支援を発表しました。



ホンジュラスの「エル・パライス県エル・パライス市、アラウカ市における思春期リプロダクティブヘルス推進プロジェクト」で啓発活動を実施するピアリーダーたち。少しずつ思春期層の妊娠が減少を見せるなどの成果も出てきている。（写真：（特活）AMDA社会開発機構）

このほか日本は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2017年には約2,200万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。レバノンでは、バイルートをはじめとする13の社会開発センターで、レバノン人およびシリア難民女性に対し、メイクアップ、ケイタリング、フラワーアレンジメント等の職業訓練を提供しました。これにより、3,780人の女性が生活向上のためのスキルを習得し、うち800人が実際に就職しました。本事業は、女性のスキル習得、就職、生計向上、社会的地位向上、家庭内での自立を促進するとともに、シリア難民とレバノン人の社会的融和にも貢献した好例といえます。



タンザニア

若年妊娠によるドロップアウトと社会的孤立を予防するための教育支援事業 JICA草の根技術協力（2017年4月～2019年9月）

タンザニアでは、44%の女性が19歳までに最初の妊娠、出産を経験していると言われています。若年妊娠は死亡の危険性が高いだけでなく、学校に通っている生徒の場合は強制退学を余儀なくされ、妊娠による退学者数はタンザニア国内で年間8,000人いると報告されています。強制退学となった10代の少女たちは両親を頼って生活していますが、学習の遅れやサポートの欠如から出産後に社会復帰して仕事に就く機会を得ることが非常に難しく、貧困状態に陥りやすい状況となっています。この背景には、タンザニアでは学校での思春期教育（性教育）がほぼ実施されておらず、家庭内でも親から子に教える習慣がないことがあります。

こうした状況を改善するため、日本のNPO法人「Class for Everyone」は、日本の大学関係者とタンザニアの助産師と共にタンザニアの小学校・中学校向けの思春期教育プログラムを立ち上げました。現在、タンガ州コログウェ県において、移動型図書館で学校を巡回しながら若年妊娠を予防するための思春期教育を実施しています。教育を受けた子どもたちは徐々に若年妊娠予防の意識を持ち始めており、対象校の先生からは好評で、「是非また来てほしい」という声が出ています。また、移動図書館の巡回により生徒の学習意欲が向

上し、今後中学校への進学率が高まることも期待されます。

2017年11月25日～26日にかけて、タンザニアでの男女平等社会の実現に向けた取り組みとして、タンザニア初の女子陸上競技会「LADIES FIRST」を開催しました。同競技会のサイドイベントとして、競技を観戦に来ていた近隣の女子生徒1,000名を対象に、「Class for Everyone」と現地のカウンターパートとなるNGOによる若年妊娠予防啓発プログラムが実施され、教材絵本が配布されました。さらに、2018年11月24日～25日にかけて開催した「第2回LADIES FIRST」の際には、女子生徒だけでなく男子生徒も対象に同様の啓発プログラムを実施しました。



若年妊娠予防啓発に関する教材絵本を真剣に読む女子生徒（写真：JICA）

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC：Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict）事務所との連携を重視しています。2017年、日本は同事務所に対し、イラク、中央アフリカにおける案件について110万ドルの拠出を行い、加害者処罰のための法制度整備などへの支援を通じ、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しました。同事務所に対する日本の継続的な支援は、2017年にコンゴ民主共和国で1,726件の性的暴力が報告され、643件の判決、460件の量刑が与えられるなど、具体的な成果となって現れています。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れる

ことが重要との考えから、日本は、2015年に女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）に関する国連安全保障理事会決議第1325号および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定、実施しており、2019年度に向けて、改訂版を策定中です。また、2018年のG7外相会合で合意されたG7 WPSパートナーシップ・イニシアティブの履行につき、パートナー国をスリランカとし、同国駐在のG7各国大使館とも協力しながら、2019年度から、スリランカのWPS行動計画策定支援や、過去26年間の内戦により寡婦^{かぶ}となった女性を含めたスリランカの女性のエンパワーメント支援を促進していきます。

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女兒のエンパワーメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、多様化する開発課題に対応するため、各国と協力していきます。



用語解説

*女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画の促進を目的とする、世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力等。同イニシアティブはドナー国から約3.4億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指している。

イ. 格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの達成に向けた取組が進められる中、大局的な国家レベルで課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化していますが、「格差の拡大」への対応も同様の問題を抱えています。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとって不可欠といえます。

■ 日本の取組

● 障害者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことが重要です。日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などを、ODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、日本は現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また日本は、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っています。

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしており（第32条）、日本は今後もODA等を通じて、途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

● 子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害等により、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。また、子どもの難民も急増しています。開発途上国の子どもの状況改善に向け、日本は様々な形で人道支援や開発支援を行っています。

たとえば、UNICEFとの連携を通じ、教育、保健、栄養、水・衛生等の分野で、子どもたちの状況を改善するプロジェクトなどを実施しています。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力^{ひえき}を通じ、特に草の根レベルで住民に直接裨益するような協力を行っています。具体的には、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。



マケドニア北部カルポシュ自治体のプロレット幼稚園にて、改修されたトイレを使用する子供たち（写真：ガリーナ・ストラチコヴァ草の根外部委員／在マケドニア日本国大使館）

また、カンボジアに対して、日本は2019年1月に、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画の下で、日本は、児童に対する暴力の防止および対応のための主要な取組の実施規模をさらに拡大するべく、暴力撲滅のために世界的に認知されている研修をカンボジア政府職員に対して実施するほか、児童に実際に相対するソーシャルワーカー・医療関係者等の接遇能力強化を行います。これにより、教育現場等における身体暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官等に相談しやすい環境の創設が期待されます。

このほかパキスタンでは、2018年に、シンド州、バロチスタン州およびハイバル・パフトゥーンハー州



ケニア

有機農法を通じたストリートチルドレンのリハビリテーションセンター建設計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力 (2017年2月7日～2018年7月11日)



保護施設で暮らす子どもたちや職員と松下さん（写真：在ケニア日本国大使館）

ケニアには数万人のストリートチルドレンがいるといわれていますが、路上生活には様々な危険があり、生活の苦しさや精神的な辛さを紛らすために、安価な薬物に依存するストリートチルドレンも多くいます。

モヨ・チルドレンセンターは、日本人の松下^{まつしたるみ}照美さんによって創設されたNGO団体であり、1999年から、スト

リートチルドレンを対象にした活動を始めました。当初は、松下さんの自宅で子どもたちの保護を行っていましたが、2005年、ナイロビ近郊のティカ市に、ストリートチルドレンのための保護施設を設立し、彼らの生活支援を始めました。現在、15名がその施設で生活しながら学校に通学しており、これまでに30名以上が施設から卒業し、進学や就職を果たしています。

本案件では、保護施設の別館として、薬物中毒に陥っているストリートチルドレンのためのリハビリセンターを建設しました。松下さんは、リハビリセンターの治療により、子供たちが心身を回復して集団生活に順応し、やがては進学や就職を含む社会復帰ができるようになることを目標に活動しています。また、リハビリセンターには農園が併設されており、農作業を行い、農業の知識を身につけることで、子どもたちの将来の自立促進に貢献しています。



リハビリセンターの農園でナスの収穫をする様子（写真：在ケニア日本国大使館）

において、地域コミュニティの既存施設や教員を活用し、教育の機会を持てない、もしくは持てなかった人々に基礎的学習機会を提供するため、ノンフォーマル教育^{注13}用施設（400か所）の整備や、400名の教員に対する研修等の支援を行いました。この協力により、約14,750人の非就学児童および青年が基礎教育を受けられるようになるとともに、ノンフォーマル教育センターを開設する地域コミュニティの住人約8,000名が、センター運営にかかる知識・ノウハウを習得する機会を得られることから、同国におけるノンフォーマル教育に対する理解度の促進や、非就学児童および青年の基礎教育へのアクセスが改善されることが期待されます。

また、パレスチナにおいて日本は、2018年に、公立病院における新生児医療の質の向上、障害児・発達障害児の早期発見・早期治療制度の改善、障害児・発達障害児に対する行政サービスの向上、障害を取り巻く差別をなくすために正しい知識を普及する活動への支援を実施しました。この支援により、新たに5,000人の新生児が適切な治療を、7,000人の乳幼児が早

期に発育検査をそれぞれ受けられるようになるとともに、子どもの発達や養育に関する知識を得ることにより、障害者一般に対する差別的な態度や行動が改善されることが期待されます。

(5) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は国民の誇りであり、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術等の不足から、存続の危機に^{さら}晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、途上国では、スポーツの振興にも関心が高まっています。スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者

^{注13} 学校教育制度における教育活動を指す「フォーマル教育」に対する概念で、広く組織化されていない学習過程のこと。公民館で開設される市民のための講座等がその例。

との相互理解の精神、規範意識を育むことから、人々の生活の質の向上に貢献しています。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

■ 日本の取組

日本は、**文化無償資金協力**^{*}を通じて1975年より、開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を^{つちか}培う効果があります。日本は2017年度に、教育分野、放送・出版分野、スポーツ分野への支援を含む23件の文化無償資金協力を決定しました。2018年も引き続き、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました。具体的には、文化無償資金協力を活用して4か国に対するスポーツ施設・器材の整備支援を決定するとともに、スポーツ分野において278名のJICAボランティアを派遣しました。



タンザニアで実施されたジャイアンツアカデミー^{注14}の様子。同国で日本は野球全国甲子園大会を計6回開催しており、タンザニアにおける野球の普及に貢献している。(写真：JICA)

また日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「ユネスコ拠出金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来、その国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていけるようにとの考えから、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく拠出金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招き、研修事業を実施しています。



用語解説

*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。この協力には、政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みがある。

^{注14} JICA・読売巨人軍が締結した業務協力協定に基づく指導者派遣プログラム（ジャイアンツアカデミーコーチによる野球指導）

(6) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7/8、G20サミットで繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、近年では2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても取り上げられるなど、国際的にその取組の重要性が一層認識されています。これまでも日本は、これらの問題解決に精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

■ 日本の取組

● 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業、および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっています。2018年6月、G7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題が開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があること、リデュース・リユース・リサイクルの「3R」や廃棄物処理に関する能力向上等の対策を国際的に広げていくことが不可欠であること、また、2019年のG20大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明しました。

また、2018年11月のASEAN+3首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から賛同を得ました。同イニシアティブでは、①環境上適切な廃棄物管理および3Rによるプラスチックごみ管理の改善、②海洋プラスチックごみに関する意識向上・研究・教育の促進、③地域的・国際的協力の強化が表明されました。また、同月の日・ASEAN首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援の拡大が表明されました。



マーシャル諸島共和国のマジュロ環礁廃棄物管理公社にて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設されたリサイクルセンター内で、同公社の職員およびシニア海外ボランティアがリサイクルのための空き缶の仕分けを行っている様子（写真：山崎秀幸草の根外部委嘱員）

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみ削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、2016年に発効しました。2018年に開催されたCOP24では、温室効果ガス削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討する、タラノア対話（議長国のフィジー語で「透明性・包摂性、調和」を意味する促進的対話）が実施されたほか、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針が採択されました。また、気候変動対策にかかる資金（気候資金）について、2020年時点で、先進国から途上国に対して1,000億ドル供与する目標に向けて、着実な進捗が各国から確認されました。

日本としても、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%（2005年度比で25.4%）削減する「**自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）**」*の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、日本は優れた低炭素技術などを世界に展開していく「**二国間クレジット制度（JCM）**」*を推進しています。これは、途上国への低炭素技術等の普及や気候変動対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2018年末までに17か国との間でJCMを構築しました。2016年以降、インドネシア、モンゴル、パラオ、ベトナム、タイで省エネルギーや再生可能エネルギーのプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。

また日本は、「**緑の気候基金（GCF）**」*を通じて、気候変動分野で途上国支援を行っています。これまでに93件の案件がGCFのプロジェクトとして承認されており、また、2017年7月にはJICAおよび三菱UFJ銀行が

認証機関として承認されたことにより、日本が案件形成の段階から協力することが可能となりました。

●生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年10月に**生物多様性条約***第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、**愛知目標***の達成に向けた途上国の能力養成などを支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において、本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップ開催等が進められています。

また、近年ゾウやサイを始めとする野生動植物の違



阿部俊子外務副大臣が「第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議」に出席しスピーチを行っている様子

法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。10月、ロンドン（英国）で開催された「第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議」に、阿部俊子外務副大臣が出席し、象牙の違法取引対策について、国内象牙取引管理を引き続き厳格に実施していくことに加え、生息国におけるゾウの密猟対策支援を推進していくこと等を表明しました。

●環境汚染対策

日本は、環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。2013年に日本で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導しました（同条約は2017年8月に発効）。日本は、水俣病^{注15}の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮していきます。2018年11月に開催された水俣条約第2回締約国会議においては、条約の運営を主導するビューロー会合（理事会に相当）のアジア・太平洋地域の代表として、会合の円滑な実施に貢献しました。また、EUと共同で水銀廃棄物の範囲や分類の具体的な基準についての提案を行うなど、水銀の規制に係る国際的なルール作りにも積極的に貢献しています。



用語解説

* 自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）

パリ協定第4条2に基づき、各国が自ら決定する温室効果ガスの削減目標のこと。パリ協定では、5年ごとにこれを提出し、目標達成のための国内措置をとることとされている。

* 二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

* 緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応を支援する基金。

* 生物多様性条約

生物に関する問題に国境はなく、生物多様性問題に対する世界規模での取組が必要なことから、1992年に「生物多様性条約」が採択された。同条約は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

* 愛知目標（戦略計画2011-2020）

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、短期目標として、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施するため、20の個別目標を設定。

^{注15} 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式確認された。

(7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、難民化することが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。このため、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

また、近年、人間の主要な居住地であり、経済・社会・政治活動の中心である都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことは重要な開発協力課題となっています。そこでSDGsでは、目標11として「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

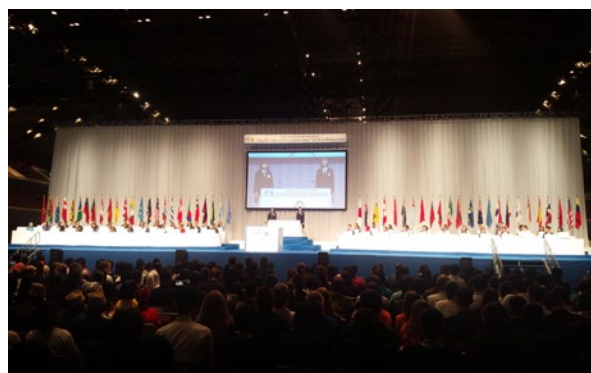
■ 日本の取組

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。2015年には、仙台において開催された第3回国連防災世界会議の結果、「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。この枠組には、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～2018年の4年間で、40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かし、国際社会により一層貢献していく姿勢を示しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測等の人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。

2015年9月の2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、同年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2018年10月31日および11月1日に和歌山県和歌山市にて、「『世界津波の日』2018高校生サミット in 和歌山」が開催されました。



「世界津波の日」2018高校生サミット in 和歌山開会式

● 持続可能な都市の実現

日本は「開発協力大綱」を踏まえ、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等を実施しています。このほか、日本は持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア・太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介

しています。

また2016年、南米エクアドルのキトで開催された国連人間居住会議（HABITAT III）において、人間居住に関する各国の取組実績をもとに、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択されました。NUAは目標11を含むSDGsの達成に貢献するものであり、日本としてもNUAの実施に取り組んでいく考えです。

(8) 食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）共同の報告「世界の食料安全保障と栄養の現状2018」によると、2017年の世界の栄養不足人口は8億2,100万人（世界の9人に1人）近くに達したと推定されます。栄養不足人口は2014年まで10年以上減少傾向にありましたが、2015年に増加に転じ、以降は増加傾向が継続しています。SDGsの目標2として掲げられた「^{しゅうえん}飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するためには、さらなる努力が不可欠な状況です。また、近年の気候変動と極端な気象現象は、深刻な食料危機を引き起こし、最近の飢餓人口を増大させる重要な要因の1つであり、レジリエンス（^{きょうじん}強靱さ）や適応能力の強化に向けた行動の加速・拡大が世界に呼びかけられています（「気候変動問題」について、詳細は60ページを参照）。

食料安全保障（すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態）を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められています。栄養状態の改善については、特に妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における子どもの栄養改善は、その後の成長過程にも多大な影響を与えるため重要とされています。

また食料安全保障を確立する上で、開発途上国の農業開発への取組は差し迫った課題です。途上国の貧困層の多くは農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発に取り組

むことは重要であるといえます。また、途上国の農家の多くは、農産物を高く買い取ってもらえないことなどが要因となって、貧困から抜け出せない状況にあり、その解決策として、フードバリューチェーンの構築が提起されています。これは、農家をはじめ、種や肥料、農機などの必要な資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、農産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高められるような連鎖をつくる取組です。農産物の付加価値としては、具体的には、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などがあげられます。

■ 日本の取組

日本は、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、^{かんがい}灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。

● 食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2017年度には、二国間食糧援助として16か国に対し、総額58.7億円の支援を行い、日本政府米を中心に約8万トンの穀物（コメ、小麦粉）を供与しました。2018年、日本は「食糧援助規約」のすべての締結国で構成する食糧援助委員会の議長国を務めました。

また日本は、国際機関と連携して、^{ききん}飢饉の要因となる紛争の発生・再発を予防する観点からの食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、農地や社会インフラ整備などへの参加を食料配布により促し、地域社会の自立をサポートする食料支援

食料安全保障に関する日本の外交的取組

【背景】

日本の状況

- ✓ 食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ✓ 農地の減少、農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題



世界の状況

- ✓ 世界人口の増加
- ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
- ✓ バイオエネルギー生産の増加
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓ 輸出余力のある国は限定的
- ✓ 食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【日本の外交的取組】

1. 世界の食料生産の促進

- ・投資促進
日本がG8ラウライラ・サミット（2009年）で提唱した「責任ある農業投資」のイニシアティブを継承し、2014年に世界食料安全保障委員会（CFS）総会で採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進等。
- ・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進
ブラジルでのセラード開発、アフリカにおける稲作振興（CARD）等

2. 安定的な農産物市場・貿易システムの形成

- ・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視
世界貿易機関（WTO）の下での輸出制限の原則禁止
経済連携協定への輸出制限に関する規律の盛り込み（日豪EPA）
農業市場情報システム（AMIS）による価格動向のフォロー 等

3. 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- ・多国間フォーラムでの目標設定
持続可能な開発目標（SDGs）の一つにゼロハンガー実現を設定（SDGsの目標2）
G7エルマウ・サミット（2015年）で「2030年までに5億人を飢餓・栄養不足から救出する」目標を設定
- ・二国間の支援
国際協力機構（JICA）を通じた農業開発支援等
- ・国際機関との連携による食料支援
栄養支援 FAO（国連食糧農業機関）、IFAD（国際農業開発基金）、WFP（国連世界食糧計画）、FAC（食糧援助規約）等への拠出、栄養補助食品の供与、生計獲得手段の付与、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）等

4. 気候変動や自然災害などの緊急事態に備えた体制づくり

- ・国際的な協力枠組
ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）
早期計画システムの構築
農業市場情報システム（AMIS）の迅速対応フォーラム（RRF）

などを実施しています。WFPは2017年に、世界83か国で約9,140万人に対し、約380万トンの食料を配布するなどの活動を行っており、日本は2018年、WFPの事業に総額1億3,240万ドルを拠出しました。また日本は、FAOを通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備なども支援しています。加えて、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ（CGIAR）が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ、連携を進めているほか、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援も行っています。この点、日本は^{こういふ}口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）をつくるなど、国際獣疫事務局（OIE）やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

また栄養改善への取組に関しては、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っているほか、多国間では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じて支援協力しています。ほかにも、日本は国際的に



ホンジュラス西部に位置するラパス県サンタマリア市にて、栄養バランスの良い食事をとる子供たち。米州開発銀行（IDB）日本信託基金（JPO）のプロジェクトとして、住民に対して栄養指導が行なわれた。（写真：木部日出海 / 在ホンジュラス日本国大使館）

栄養改善の取組を^{けんいん}牽引する国際的イニシアティブであるSUN (Scaling Up Nutrition) にドナー国として参加しています。近年は、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム (NJPPP) を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は民間企業、市民社会、学術研究機関といったパートナーと協同で、食品関連事業者等による開発途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献します。このほか、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA) をJICAが中心となり立ち上げるなど、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。また日本は、栄養をUHC達成に重要な基礎分野と位置づけ、2020年に栄養サミットを開催し、このイベントを通じて栄養改善に対する国際的機運の向上に寄与します。

● 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

日本は、2014年6月に農林水産省が策定した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進しています。2017年度においては同戦略に基づき、フィリピン、ロシア、ブラジル、インド、カンボジア、ミャンマー、アルゼンチン、豪州と二国間政策対話等を実施しました。2018年4月には、ベトナムとの対話において、同国におけるフードバリューチェーン構築のための「日越農業協力中長期ビジョン」を改訂するとともに、農産物・食品の品質に関する規格・認証の活用に向けた協力について合意しました。

また日本は、アフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視し、その発展に貢献しています。たとえば、アジア稲とアフリカ稲を交配した**ネリカ**^{*}の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム (CAADP) に基づいたコメ生産増大のための支援等を行っています。また、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV) にて**アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)**^{*}を設

立し、CARDイニシアティブを発表しました。それ以来、日本は、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を2008年時点の1,400万トンから2018年までに倍増(2,800万トン)させることを目標として掲げ、実際に、2016年のサブサハラ・アフリカ地域の年間コメ生産量は2,611万トンまで増加しており、約93%の生産量増を達成しています。



タンザニア北部の灌漑地区での「コメ振興支援計画プロジェクト」の一環で、灌漑地水路の維持管理の重要性について意見交換を行う専門家と水利組合関係者 (写真: カスパート・キマロ)

さらには、自給自足から儲かる農業への転換を推進するため、2016年、第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) において、日本は、アフリカにおける食料安全保障を強化するためCARDのイニシアティブの下で、2018年までに6万人の農民と2,500人の普及員に対する稲作技術を普及し、**収穫後の損失 (ポストハーベスト・ロス)**^{*}の削減や食産業の振興と農村所得向上の観点から、市場志向型農業の振興とフードバリューチェーンの構築を支援していくことを表明しました。これまで日本は、2016年以降、30,393人 (2013年以降60,381人) に対し、**小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP) アプローチ**^{*}を通じて市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施するとともに、50,000人以上に対し、CARDを通じた稲作技術の普及を実施してきました。

また、日本は、TICAD VIにおける各国からの農業分野へのさらなる協力要請を受けて、アフリカ諸国と現地をつなぐプラットフォームを立ち上げました。このプラットフォームに基づき、2018年5月から3名の専門家を派遣し、優れた農業技術の移転と人材育成を進めると同時に、農業分野の優れた案件を推進しています。

●多国間協力による食料安全保障

2009年のG8ラウイラ・サミット（イタリア）において日本は、「責任ある農業投資」を提唱しました。これは、国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資（外国資本による農地取得）が問題となる中、農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指すイニシアティブです。このコンセプトの下、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）が事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）」が2014年の第41回CFS総会で採択されました。2018年には、CFS-RAIの地域版であるASEAN-RAIガイドラインがASEAN事務局により採択されました。

2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（米国）において立ち上げられた「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」については、ア

フリカ連合委員会（AUC）のニュー・アライアンス事務局の下、自律的な運営がなされ、パートナー国は10か国となっています。このほか、日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで、関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

またG20において、日本は、国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム（AMIS）」*を支援する取組等を行ってきました。これは、2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた、関連する組織間のプラットフォームで、G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格等）を共有するためのシステムです。日本は、AMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきました。そのほか日本は、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。



用語解説

*ネリカ

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）とは、1994年にアフリカ稲センター（Africa Rice Center ICRWARDA）が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥（干ばつ）に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、日本は農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

*アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）

稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。

*収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス）

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的（食用等）を果たせないまま廃棄等を行うこと。

*小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援するもの。日本はアフリカにおいて、その導入を支援している。

*農業市場情報システム（AMIS：Agricultural Market Information System）

2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格等）を共有する。日本はAMISデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。

(9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は約9億人以上（世界の人口の13%に相当）、特に、サブサハラ・アフリカでは、約6億人以上（世界人口の約57%に相当）に上るといわれています。また、同地域では、9億人近くの人口が調理用のエネルギーを木質燃料（木炭、薪など）に依存しており、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています。電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

■ 日本の取組

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。



2019年1月、アラブ首長国連邦を訪問し、国際再生可能エネルギー機関第9回総会で演説を行った辻清人政務官

世界のエネルギー情勢に大きな変化が起きていることを踏まえ、2018年7月、外務省は、河野外務大臣による政策スピーチ「進化するエネルギー外交—エネルギー転換と日本の未来」を発表しました。本スピーチにおいては、パリ協定の発効を契機として脱炭素化に向けた国際的な取組が本格化している中で、供給面および需要面双方の大きな変化を踏まえ、外務省として、世界のエネルギー情勢およびエネルギー転換に対応するエネルギー外交を進めていく旨を表明しました。

また、2018年2月に開催した「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」では、外務本省関係者に加え、在外公館職員、他省庁関係者、各種機構や民間企業関係者、有識者を交え、我が国の資源の安定供給確保における課題や対策等について議論を深めました。本会議では、第一命題である我が国へのエネルギー・資源の安定供給確保、世界のエネルギー安全保障にトータルで貢献する姿勢の提示、我が国の技術力を世界市場での競争力につなげるエネルギー外交の展開、持続的な開発目標（SDGs）への貢献を含む国際機関との重層的な連携の強化等の重要性が参加者で共有され、日本のエネルギー・資源外交の一層の強化が図られました。

また日本は、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をそれぞれEITIに報告し、資金の流れを透明化します。51の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。